

～ 国際研修 ～

第35回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

松原 禎夫

1 はじめに

国際協力部では、2010年11月8日（月）から同月12日（金）までの間、第35回ベトナム法整備支援研修を実施した（研修日程は文末の資料のとおり）。

研修員は、以下の10名である。

Mr. グエン・クオック・クオン	司法省司法行政局副局長
Ms. ルオン・ティ・ライン	司法省司法行政局戸籍課課長
Ms. チャン・ティ・レ・ホア	司法省司法行政局戸籍課副課長
Mr. グエン・ヴァン・ホア	司法省司法行政局総合行政課課長
Mr. グエン・ホン・ハイ	司法省民事経済法局民事法課課長
Ms. チャン・ティ・ゴック・チャム	司法省養子局専門官
Ms. チャン・キム・トゥイ	ランソン省司法局司法行政課課長

2 研修実施の背景

ベトナムでは封建時代から、軍役・労役管理を目的とした個人身分登録制度が存在し、フランス統治時代には、封建的制度和植民地法に基づく制度が混在していた。1945年にベトナム民主共和国が独立した後は、出生、死亡、婚姻などの基本的事項の登録に関する政令が制定されたが、戦時期であり、その実施は限定的であった。1976年の南北統一以降は、それまで北ベトナムで用いられていた個人身分登録制度が全国に適用されたものの、国民の国外脱出や資料紛失などの事情から制度の運用は困難に直面し、また、1986年のドイモイ政策採用以降は、国際結婚や外国人との養子縁組が増加し、その適切な処理も新たな課題となった。

現在、ベトナムでは、司法省が個人身分登録制度を管轄し、全国的管理・計画策定及び指導などを行っているが、届出受理や関係書類の保管などの実務は、原則として、最下級の行政機関である村級の人民委員会が担当し、それを県級及び省級の人民委員会が管理している。また、出生、死亡、婚姻、養子縁組及び認知などに関する届出・登録が行われているが、日本の戸籍制度と異なり、個人ごとに編さんされる上、出生から死亡まで同一の帳簿に記載されることはなく、出生、婚姻、死亡などは、それぞれ個別の帳簿に登録され

る。ベトナム司法省は、個人身分登録制度に関し、①法令整備、②中央から地方までの制度整備、③地方の戸籍担当者の能力強化を緊急の課題としている。すなわち、ベトナムでは、現在、政令で個人身分登録制度を規定しているが、民法や婚姻家族法などにも個人身分登録に関連する規定があり、実務担当者は、複数の政令や法律を参照しつつ業務に従事している状況にあるので、2014年までに関連法規を取り込んだ統一的な個人身分登録に関する法律を制定したいとのことである。また、地域により制度整備にばらつきがあり、殊に山間部などにおいては、担当者の能力が不十分な場合もあり、研修などによりその能力向上に努めたいとのことである。そこで、本研修においては、ベトナム側の要望に応じて、日本の戸籍制度の成立経緯、戸籍記載手続、戸籍簿の保管運用状況、戸籍法の成立経緯と運用実態、戸籍担当者の養成などに関し、講義を行うとともに、関係機関を訪問・見学することにより、ベトナム側担当者の本邦戸籍制度に関する知見を深め、その能力向上及び関連法律の制定に役立てることを目的とした。

3 研修の概要

(1) 日本の戸籍法及び戸籍実務について（講師：法務省民事局付 波多野紀夫）

法務省民事局は、戸籍法を所管し、また、市区町村において処理される戸籍事務が全国統一的に処理されるよう指導・助言を行っている。民事局の波多野紀夫局付から、戸籍制度の意義、戸籍制度の変遷、戸籍に関する法令、戸籍の記載、戸籍に関する帳簿及び戸籍の公開などについて講義をしていただいた。その中で、ベトナム側からは、婚姻に伴う氏変更の有無、真実の父親が不明の場合の出生届の処理、国外で出生した場合の届出方法、二重国籍者の戸籍、届出義務者が届出を怠った場合の罰則の有無、各種届出受理から戸籍記載までの期間制限、戸籍担当者に対する研修制度などに関する質問がなされ、これら質問に丁寧に答えていただいた。研修員らは、日常業務において、実務担当者から問い合わせを受けて回答するなどしており、それぞれ対応に苦慮した経験を有していることから、具体的事例に基づく質問が活発に行われた。

研修員によれば、ベトナムでは、婚姻しても氏を変更することはなく、子供は父母いずれかの氏を名乗ることができ、兄弟姉妹で別の氏を名乗ることも可能であるが、父親の氏を選択することが多いとのことである。二重国籍の取扱に関しては、国際結婚が増加していることから関心を持っているということであった。また、ベトナムでは、各種届出から処理までの期間制限の規定があり、例えば、出生届は直ちに登録簿に記載すること、謄本請求に対しては即日交付することなどの規定があり、その背景には、各担当者の能力にばらつきがあるため、期間を定めて迅速な処理を促す必要があるということであった。研修員は、研修制度について、大いに関心を持っていた。その理由としては、前記のとおり、地方では十分な能力を持たない担当者がいるが、司法省から職員を派遣し教育しようとしても少数民族の地域では公用語であるベトナム語が十分に使えない者もいて苦勞している上、窓口の実務担当者は、各村の人民委員会に所属しており、人民委員会の決定により人事異動が行われるため、十分な経験を有する担当者を確保する

のが困難な状況にあり、この点、個人身分登録に関する権限を各村の人民委員会から各地方の司法局へ移譲することも検討しているとのことであった。

(2) 東京法務局見学

東京法務局を見学し、同局民事行政部戸籍課担当者から、戸籍と住民基本台帳等との関係、戸籍事務の管掌と法務局の関与、市区町村職員向けの研修などについて説明していただいた。また、同局で実施中であった市区町村職員向け研修の一部を傍聴した。

(3) 新宿市役所見学

都市部における戸籍実務を学ぶ目的で新宿区役所を訪問した。同区地域文化部戸籍住民課担当者から、組織、取扱業務などについて説明していただいた後、窓口業務を見学しながら、各種届出用紙について説明を受けるなどした。

(4) 鎌倉市役所見学

地方都市における戸籍実務を学ぶ目的で鎌倉市役所を訪問した。同市役所担当者から、届出受理から戸籍簿記載までの一連の手続などについて説明していただいた後、窓口業務を見学した。ベトナム側から、両親のない子の戸籍編さん方法、職員向け研修の内容、届出用紙の費用などについて質問がなされた。

4 終わりに

上記のとおり、本研修では、ベトナム司法省司法行政局のクオン副局長ら7名が研修員として来日し、法務省民事局付から日本の戸籍制度についての講義を受けるとともに、東京法務局、新宿区役所及び鎌倉市役所を訪問して戸籍実務を見学した。これらの講義及び見学を通じて、研修員らは、日本の戸籍制度についての理解を深めたものと思われる。

研修員らは、講義、見学ともに有意義であり、関係法令の制定及び実務改善に役立てたい旨述べていた。また、長期専門家の報告によれば、本研修員らは、帰国後、地方の個人身分登録担当者向けの研修を開催し、その際、本研修で学んだ情報を提供したとのことである。

ベトナム司法省は、個人身分登録に関する法律の制定及び担当者の能力向上を緊急の課題と捉えている。そして、本研修員らは、日本の制度を参考にしてこれらの課題に取り組みたいので引き続き日本に支援してもらいたい旨の感想を述べていた。そこで、今後も、長期専門家と協力しつつ、日本の制度や実務を紹介するなどして協力していきたい。

最後に、本研修に対し多大な御支援及び御協力をいただいた関係各位に深く感謝を申し上げます。

第35回 ベトナム法整備支援研修日程表

[教官: 松原教官 専門官: 内田主任専門官, 江口主任専門官]

研修実施場所 : 法務総合研究所・JICA東京国際センター

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
11 / 日 7		入国			
11 / 月 8		オリエンテーション (JICA) TIC	12:00- オリエンテーション (ICD) TIC	研修員発表 「ベトナムの戸籍実務概要と問題点」 TIC	
11 / 火 9		11:00-11:30 民事局長表敬 民事局長室	12:00-13:20 法務総合研究所長主催 意見交換会 法曹会館2F「寿の間」	記念撮影 赤れんが5棟前 3F 共用会議室	
11 / 水 10		講義「戸籍実務について」 講師: 法務省民事局付	14:00 訪問・見学 東京法務局訪問・見学(戸籍実務) 東京法務局	16:00 訪問・見学 新宿区役所訪問・見学(戸籍実務) 新宿区役所	
11 / 木 11		訪問・見学 鎌倉市役所見学及び同市担当者による地方自治体における戸籍実務の説明等		鎌倉市役所	
11 / 金 12		総括(質疑応答等)	評価会・終了式 TIC		
11 / 土 13		帰国			